



調停事件を申し立てたが、平成 16 年 1 月 20 日、同調停事件が不成立となったことから、未成年者の親権者を相手方と定めて申立人と離婚することを求める訴訟を高松地方裁判所に提起し、同裁判所は同年 12 月 13 日相手方と申立人とを離婚する、未成年者の親権者を相手方と定める旨の一審判決を言い渡した。これに対し、申立人は、同判決の取消しを求めて高松高等裁判所に控訴を申し立てたが、同裁判所は、平成 17 年 4 月 12 日に弁論を終結した上で、同年 5 月 31 日、申立人の控訴を棄却する旨の判決を言い渡し、申立人からさらなる不服申立てはなかったため、同年 6 月 15 日、上記一審判決が確定した。

ウ 相手方は、平成 9 年 3 月、〇〇〇〇大学を卒業し、平成 11 年から〇〇市内の民間病院に勤務していたが、上記一審判決言渡後の平成 17 年 3 月、未成年者と共に上記マンションを出て、兵庫県〇〇市内に転居し、同年 4 月から同市内の病院に勤務するようになった。他方、申立人は、大学を卒業した後、平成 6 年 11 月に相手方と知り合ったころは軽運送業に従事しており平成 7 年ころ×××××××××に就職したが、その後、同会社を退職して外食産業で働いたり、アルバイトを掛け持ちするなどし、平成 13 年 7 月には、外食産業で働いていた当時の同僚と洋食の宅配業を始めたものの、平成 15 年 1 月ころ、経営が行き詰まり、約 635 万円の債務を抱えて破綻した。その後、申立人は、居酒屋の店長や代行運転の仕事を経て、平成 16 年 7 月 人材派遣会社に入社して布団の製造に従事するようになったが、平成 17 年 6 月、前記×××××××××が新たに設立した会社に入社し、以後、同会社で正社員として稼働している。

エ 上記一審判決が確定した後の平成 17 年 8 月末ころ、申立人は、父母が居住する肩書住所地の実家へ転居した。そして、その後は、原則として 1 か月に 1 回(年 2 回は宿泊付き)の割合で未成年者との面接交渉を行ってきたが同年 12 月 5 日、当庁に本件調停を申し立て、①そもそも相手方には人格障害等の精神的疾患があり、未成年者の監護養育を任せられない②現在相手方は、一人で未成年者を監護養育しているが、申立人は、定職に就き実家へ転居して、父母の援助も得ながら未成年者の監護養育ができる状況となっており、当事者の離婚後に生じた未成年者の〇〇〇〇視につき、周囲の者の協力を得て根気よく矯正を行う必要からも、未成年者の養育環境としては申立人の方が優れている、③未成年者は、申立人との面接交渉のたびに相手方の下へ帰るのを泣いて嫌がっているとして、未成年者の親権者を申立人に変更するよう求めた。これに対し、相手方は、平成 18 年 2 月 1 日の第 1 回

調停期日において、親権者変更を相当する事由はないとしながらも、調停での話し合いは拒まず、従前どおり面接交渉にも応じる姿勢を示したことから、その後、期日外で申立人と未成年者との面接交渉を行いつつ、同年3月14日、同年4月25日と調停期日が重ねられたが、同年5月14日に行われた面接交渉の際、午後5時には面接交渉を終えて相手方に引き渡す約束のところを、未成年者が相手方の下へ帰るのを嫌がったとして、申立人が相手方に対し、「今日は申立人の方で預かる」旨電話連絡したことからトラブルを生じ、前記訴訟事件で相手方の代理人を務めた弁護士が、警察官を伴って申立人の実家を訪れ、申立人を強く説得して未成年者の引渡しを受けるまでの事態となった。そこで、上記弁護士は、相手方の代理人として、申立人に対し①今後同様のことをしないこと、②慰謝料、損害金として30万円を支払うこと、③本件調停を取り下げを求めたが、申立人が①については了承したものの、その余の点について応じかねる旨回答したことなどから、同年6月27日の第4回調停期日をもって調停は不成立となり審判に移行した。もっとも、上記トラブルについては、その後、申立人が同年5月14日に相手方が未成年者を迎えに来るために要した交通費として2万円を支払う旨申し出たのを受けて、相手方も、宿泊付きの面接交渉は当面差し控えるとの条件の下に、面接交渉に応じる姿勢を示し、同年8月21日、〇〇市内で申立人と未成年者との面接交渉が行われた。そして、その際は、申立人との別れ際に未成年者が泣くこともなく、面接交渉は円満に終了し、同年9月24日に〇〇市内で行われた面接交渉でも、その状況は同様であった。

オ 申立人は現在、肩書住所地の実家において、〇〇士の父及び専業主婦の母と共に3人で暮らしている。申立人の収入は、月額約25万円(平成18年8月)で、申立人は、消費者金融等に対する約55万円の債務を月額3万円ずつ返済しているほか、信用組合に対する100万円の債務を父の援助を得て返済している。他方、相手方は、平成17年4月以降、〇〇〇として〇〇市内の病院に勤め、月額約65万円の給与(平成18年7月)のほか、年2回各100万円前後の賞与を得ていたが、所属する〇〇の人事異動により平成18年10月から〇〇市内の病院に転勤となり、これに伴い、肩書住所地の賃貸マンションに転居して、未成年者と二人で暮らしている。上記転居後、未成年者は、相手方の勤務先及び肩書住所地のいずれからも徒歩圏内にある保育園に通園しているが、転居及び転園に伴い、何らかの不適応を来している様子はない。

カ 家庭裁判所調査官による調査の結果によれば、未成年者は、平成 17 年 3 月に相手方と共に〇〇市内で生活するようになって以降、午前 8 時 30 分ころ保育園に登園し、午後 5 時 30 分ころ相手方と共に帰宅して、相手方と夕食を摂り、入浴をし、相手方から本の読み聞かせを受けるなどして、午後 10 時ころ就寝するという日々を送っており、相手方による監護養育の下、運動、言語、社会性、しつけ等のいずれの面でも、年齢相応に順調に生育している。そして、同年 9 月ころに判明した未成年者の〇〇〇〇視についても〇〇〇〇である相手方が、視能訓練士と連携しつつ、その症状に応じ、眼鏡やアイパッチを使用するなどして、適切に対応している。

(2)以上の事実に基づき、本件申立てについて検討する。

上記(1)で認定したとおり、未成年者の親権者は、確定判決(その口頭弁論終結時は平成 17 年 4 月 12 日)により相手方と定められたものであるから、本件申立ての当否は、上記口頭弁論終結後に、その親権者を相手方から申立人に変更するのを相当とする事由が生じたか否かという観点から検討されるべきものであるところ、この点につき、申立人は、①そもそも相手方には人格障害等の精神的疾患があり、未成年者の監護養育を任せられない、②現在、相手方は、一人で未成年者を監護養育しているが、申立人は、定職に就き、実家へ転居して、父母の援助も得ながら未成年者の監護養育ができる状況となっており、当事者の離婚後に生じた未成年者の〇〇〇〇視につき、周囲の者の協力を得て根気よく矯正を行う必要からも、未成年者の養育環境としては申立人の方が優れている、③未成年者は、申立人との面接交渉のたびに、相手方の下へ帰るのを泣いて嫌がっている、と主張する。しかしながら、まず、①の点については、申立人がそのように主張するのみで、上記口頭弁論終結後に、相手方が精神的疾患に罹患し、未成年者の監護養育に支障を来していることを裏付ける資料ないし徴憑は全くない。また、②の点については、現在、相手方が一人で未成年者を監護養育しており、他方、申立人が定職に就き、実家へ転居して父母と 3 人で暮らしていることは、上記(1)で認定したとおりである。しかしそれでもなお、相手方が申立人よりはるかに多い収入を得ているのであり未成年者の〇〇〇〇視についての対応を含め、相手方が一人で監護養育していることが、未成年者の生育に支障を生じている形跡は全くないから、②の点も親権者変更を相当とする事由とはなり得ない。これに対し、③の点については未成年者が申立人に懐いていることは、相手方も自認しているところであり当事者の離婚後に行われた(とりわけ平成 18 年 3 月及び 5 月の)面接交渉の際に、申立人との別れ

際、未成年者が泣いて別れるのを嫌がった事実のあることは認められる。しかしながら、未成年者は、平成17年3月まで申立人と同居していたのであり、上記別居の時点では満3歳、平成18年5月に行われた面接交渉の時点でもいまだ満4歳に過ぎない幼児であったことを考慮すると面接交渉の終了時に、未成年者が上記のような態度を示すのは無理からぬところであり、これをもって、相手方による監護養育に問題があるとはいえない。むしろ、同年8月及び9月に行われた面接交渉の際には、申立人との別れ際に未成年者が泣くこともなく、面接交渉は円満に終了していること、未成年者は相手方による監護養育の下、運動、言語、社会性、しつけ等のいずれの面でも年齢相応に順調に生育し、総じて安定した生活を送っていることなど、上記(1)で認定した事実関係の下では、相手方による現在の監護養育状況を変更すべき特段の事情はなく、③の点も、親権者変更を相当とする事由とはなり得ない。

以上のとおりであって、未成年者の親権者を相手方から申立人に変更するのを相当とする事由はなく、また、相手方による現在の監護養育状況を変更して申立人を監護者に指定するのを相当とする事由も認められないから、本件申立ては、理由がないことに帰する。

(3)よって、本件申立てをいずれも却下することとし、主文のとおり審判する。

平成18年11月28日

神戸家庭裁判所伊丹支部

家事審判官 石原稚也